

ながぬま温泉条例

平成元年12月15日

条例第38号

(設置)

第1条 本町の観光産業振興のため、宿泊、休養施設（浴場施設を含む。）として、ながぬま温泉（以下「温泉」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 温泉の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ながぬま温泉	長沼町東6線北4番地・長沼町東5線北3番地

(施設)

第3条 温泉の施設は、次のとおりとする。

- (1) レストハウス
- (2) ふれあいセンター
- (3) 馬追「コミュニティ」センター
- (4) 物産館（ウォーターパークを含む。以下同じ。）
- (5) 浴場施設
- (6) 泉源
- (7) ポンプ小屋

(審議会)

第4条 温泉の運営について審議するため、町長の諮問機関としてながぬま温泉運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の定数及び任期)

第5条 審議会は、町長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(使用申込み)

第6条 温泉を使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、物産館の使用については、この限りでない。

(使用料)

第7条 前条の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 町長は、特別の事由があると認めるものについては、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第9条 既に納入された使用料は返還しない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、規則で定めるところによりその全部又は一部を返還することができる。

(賠償責任)

第10条 使用者は、故意又は過失により建物、設備その他物件を損傷し、又は滅失したときは、町長の定める損害額を賠償しなければならない。

(管理の委託)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、温泉の管理を公共的団体に委託することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 温泉の管理は、町長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に温泉の全部又は一部の管理を行わせる場合にあつては、第6条及び第10条中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により指定管理者に温泉の管理を行わせる場合にあつては、第4条及び第5条の規定は適用しない。

(指定管理者が行う業務)

第13条 町長は、指定管理者に次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 温泉の使用承認に関する業務
- (2) 温泉の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他温泉の管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、温泉の管理上、町長が必要と認める業務

(利用料金)

第14条 町長は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者に温泉の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、利用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、第7条の規定による使用料の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。

3 指定管理者は、町長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。

4 指定管理者は、町長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

5 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合には、第7条から第9条までの規定は適用しない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成元年12月25日から施行する。

別表（第7条関係）

(1) 入館料（1人につき）

大人（中学生以上）	小人（小学生）	摘要
1,000円以内	500円以内	浴場施設の使用に係る入館料とする。

備考

1 未就学児の入館料は、無料とする。

2 長沼町税条例（昭和35年条例第1号）に規定する入湯税を含まない。

(2) 宿泊料（1人につき）

大人（中学生以上）	小人（小学生以下）	摘要
15,000円以内	15,000円以内	

備考

- 1 長沼町税条例に規定する入湯税を含まない。
- 2 食事の提供に係る料金を含まない。

(3) 個室使用料

区分	使用料			摘要
	2時間以内	1人増すごとに	1時間増すごとに	
個室	1室（4人まで）につき 2,300円以内	570円以内	1人につき 310円以内	※1時間未満は1時間とする。

(4) 室一部使用料

区分	使用料		摘要
	4時間以内	1時間増すごとに	
研修室 （ライラックA・B）	1人につき 470円以内	1人につき 100円以内	※1時間未満は1時間とする。

(5) 会議室等の使用料

区分	使用料		摘要
	2時間以内	1時間増すごとに	
研修室 （ライラックA）	2,610円以内	1,360円以内	※1時間未満は1時間とする。
研修室 （ライラックB）	2,090円以内	1,040円以内	
会議室	2,090円以内	1,040円以内	

(はまなす)			
--------	--	--	--